

野洲市景観計画改訂 (案)について

野洲市都市建設部都市計画課

野洲市景観計画

○平成24年(2012年)10月策定。

○野洲市景観形成方針の、めざすべき景観の将来像を実現するため、景観形成基準などの具体的な景観施策を定めたもの。

野洲市景観計画



平成24年10月
野洲市

経緯

平成23年

9月 野洲市景観形成方針 策定

平成24年

4月1日 野洲市景観条例 一部施行

6月1日 滋賀県景観行政団体へ移行

野洲市景観条例 全部施行

10月 野洲市景観計画 策定

※景観行政団体とは景観法を活用した景観行政を推進する

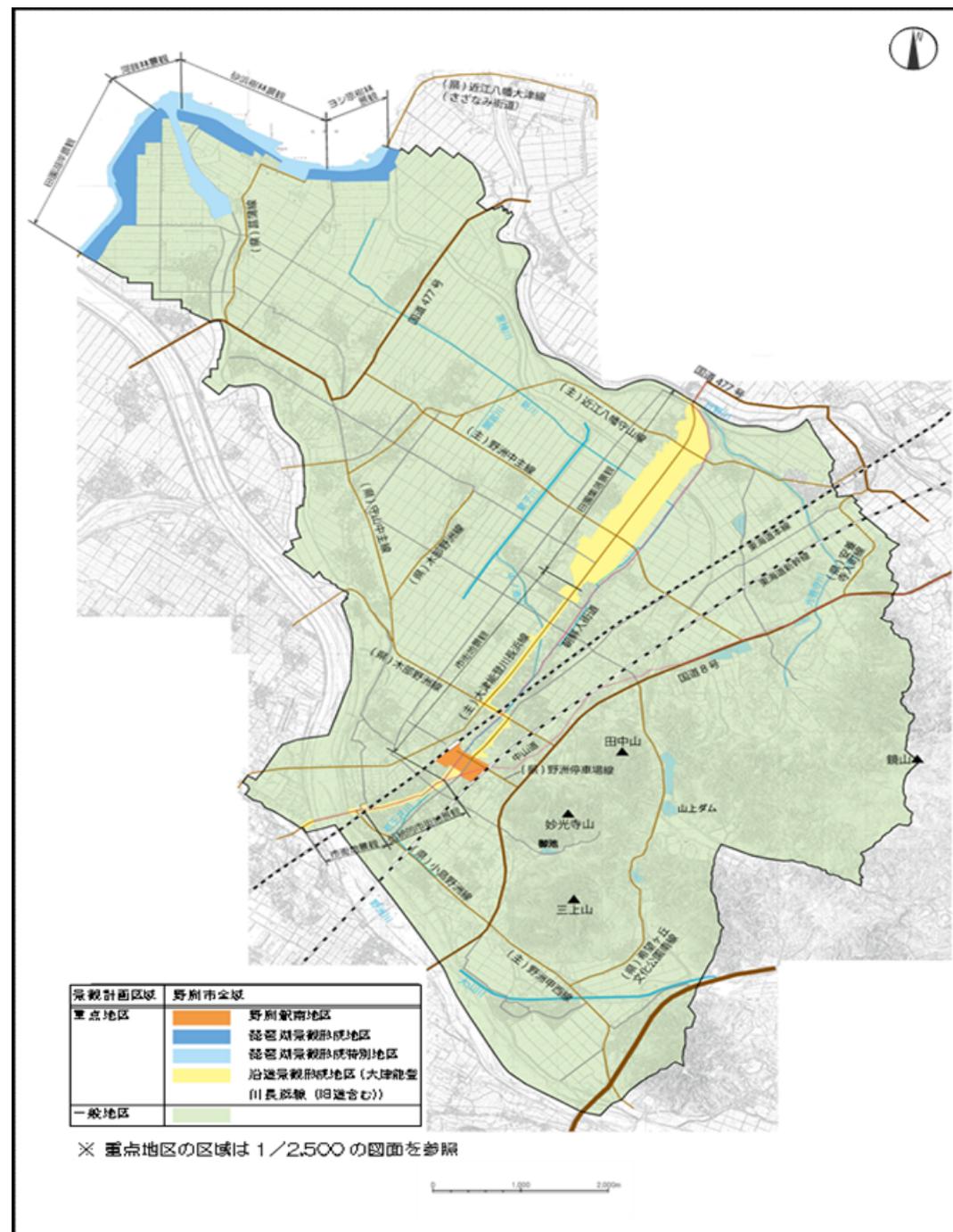
地方公共団体をいう。

景觀計画概要図

重点地区

- 野洲駅南地区
- 琵琶湖景觀形成地区
- 琵琶湖景觀形成特別地区
- 沿道景觀形成地区

一般地区



見直しの背景

○近年野洲市内において大規模な太陽光発電施設が見受けられる。

○野洲市景観条例施行規則第3条において太陽光発電設備は工作物と位置付けておらず、景観法に基づく届出の対象外となっている。

○今後、設置場所や規模、形態により景観に影響が生じる可能性がある。

○近隣市において太陽光発電設備等の設置に係る届出制度及び景観形成基準が定められている。

見直しの概要

- 建築物・工作物に係る届出基準の(一部)追加
 - ・・・資料2-2 太陽光発電設備等の設置について
《届出対象行為》
- 建築物・工作物に係る景観形成基準の追加
 - ・・・資料2-3 太陽光発電設備等の景観形成基準

今後の予定

令和4年4月時点

| | |
|----------------|-------------------|
| 令和4年4月1日～4月28日 | ○パブリックコメントの実施 |
| 令和4年4月28日 | ○都市計画審議会 |
| 令和4年8月 | ○景観条例一部改正案議会提案 |
| 令和4年10月 | ○野洲市HP・広報（10月号）掲載 |
| 令和5年1月1日 | ○施行 |